

青森県報

第三千六百五十六号

平成二十五年

二月二十日

(水曜日)

目 次

告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	（障害福祉課）	一
右 同	（ 同 ）	一
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退	（ 同 ）	一
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	（水産振興課）	二
道路の区域の変更	（ 道 路 課 ）	二
道路の供用の開始	（ 同 ）	二
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完了	（ 同 ）	三
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	（県民生活文化課）	三
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	（ 商 工 政 策 課 ）	三
右 同	（ 同 ）	三
右 同	（ 同 ）	三
二級建築士の業務の停止	（ 建 築 住 宅 課 ）	四
右 同	（ 同 ）	四
建設業者の許可の取消し	（ 東 青 地 民 局 ）	五
右 同	（ 同 ）	五
右 同	（ 西 北 地 民 局 ）	五
右 同	（ 同 ）	五
右 同	（ 東 青 地 民 局 ）	五
右 同	（ 同 ）	五
右 同	（ 西 北 地 民 局 ）	六
右 同	（ 同 ）	六
右 同	（ 上 北 地 民 局 ）	六

告 示

青森県告示第百十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九條第一号の規定により公示する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションふれあい	弘前市大字八幡町三丁目の一	平成二五・三・一

青森県告示第百十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九條第一号の規定により公示する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
関口内科クリニック	八戸市大字大久保字西ノ平二五の七二	じん臓に関する医療	平成二五・三・一

青森県告示第百十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九條

第三号の規定により公示する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
アポテック内丸調剤薬局	八戸市内丸三丁目五の三七の一	平成 五 三 一

青森県告示第百十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）

区 域 区 分

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備考
1	国 道	二七九号	上北郡野辺地町字千草橋六四の二から 上北郡野辺地町字大月平七九の一まで	前 二九・三〇メートルから 二四・〇〇メートルまで	一六・七〇メートルから 一六・七〇メートルまで	一一一・三〇メートル 一一一・三〇メートル	
				後 二〇・二〇メートルから 二〇・二〇メートルまで		一一一・三〇メートル	

青森県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり

青森県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年三月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

むつ市大畑町釣屋浜一三 野 中 美津也	大畑町区域 大畑町漁業協 同組合の地区	総トン数十トン 未滿の漁船によ り行つてあつた て、主としてい かつり漁業
むつ市大畑町湊村一三四 浜 本 力 蔵	新深浦町第六区 協同組合の地区	たい・ぶり定置 漁業
西津軽郡深浦町大字岩崎字松原一九三の二 株式会社 ホリエイ	新深浦町第六区 協同組合の地区	
西津軽郡深浦町大字岩崎字泥ノ沢八九の七 徳 田 進	協同組合の地区 のうち、大字 字月屋、大字 船作、大字沢 辺、大字石崎、 大字正道尻、 大字森山、大 字松神及び大 字黒崎の区域	

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年三月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二七九号	上北郡野辺地町字干草橋六四の二から 上北郡野辺地町字大月平七九の一まで	平成 五 二・二〇
県道弘前岳鱒ヶ沢線	弘前市大字代官町八二の一から 弘前市大字代官町七三の一まで	"
県道五戸六戸線	三戸郡五戸町字熊野林前九の二から 三戸郡五戸町字蛭川村一八の一まで	三 五 二・三
県道五戸下田停車場線	三戸郡五戸町字蛭川村三九の三から 三戸郡五戸町字蛭川村四一まで	"

青森県告示第百十九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二から 三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二まで	改築（道路改良）	平成 三 五 一・三〇

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年二月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スタリオンスポーツエンターテインメント
代表者の氏名
柴田 侑幸
- 三 主たる事務所の所在地
十和田市西二十二番町四三の一七
- 四 定款に記載された目的
- 五 この法人は、主に青森県南の人々に対して、ビーチサッカーを始めとしたスポーツ全般の普及及びエンターテインメントの発展を図り、豊かなスポーツ文化の醸成に寄与するとともに、活気ある町づくりを目指し、スポーツとエンターテインメントを中心とした地域のネットワークの活性化と青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン八戸ショッピングセンター
八戸市田向土地区画整理事業地内五〇街区
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村井正平

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十五年二月二十日から同年三月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン安原ショッピングセンター

弘前市大字泉野一丁目四の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 宮下直行

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十五年二月二十日から同年三月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン七戸ショッピングセンター

上北郡七戸町大字荒熊内六七の九九〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村井正平

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

平成二十五年二月二十日から同年三月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

二級建築士の業務の停止

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり二級建築士に対して業務の停止を命じたので、同条第五項の規定により公告する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

柏谷巧

二 登録番号

第二六九一号

三 業務の停止を命じた年月日

平成二十五年二月十二日

四 業務の停止を命じた期間

平成二十五年二月十九日から同年三月十八日までの一月間

五 業務の停止を命ずる原因となった事実

前記二級建築士が建築士事務所の開設者であった二級建築士事務所に建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習の課程を修了した当該二級建築士事務所を管理する専任の二級建築士を置かなかったことが確認された。このことが、同法第十条第一項第一号の規定に該当する。

二級建築士の業務の停止

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり二級建築士に対して業務の停止を命じたので、同条第五項の規定により公告する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

福井善一

二 登録番号

第五一〇五号

三 業務の停止を命じた年月日

平成二十五年二月十二日

四 業務の停止を命じた期間

平成二十五年二月十九日から同年三月十八日までの一月間

五 業務の停止を命ずる原因となった事実

前記二級建築士が建築士事務所の開設者であった二級建築士事務所に建築士法第二十四条第二項に規定する登録講習機関が行う講習の課程を修了した当該二級建築士事務所を管理する専任の二級建築士を置かなかったことが確認された。このことが、同法第十条第一項第一号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社みちのくテック

二 代表者の氏名 森 和幸

三 主たる営業所の所在地 青森市青柳二丁目一六の九三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一〇〇二二二二号

五 取消年月日 平成二十五年一月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年三月三日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大矢建設工業株式会社

二 代表者の氏名 大矢 進

三 主たる営業所の所在地 青森市大字野沢字川部六三

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第九一〇一号

五 取消年月日 平成二十五年一月三十日

六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 キクチ製作所

二 氏名 菊池 初子

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字栄町二一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一七六八一号

五 取消年月日 平成二十五年一月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可
鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年十月三十一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 蛭名建築

二 氏名 蛭名 輝雄

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字二十平九三の一五

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一六九〇一号

五 取消年月日 平成二十五年二月六日

六 取消しに係る建設業の許可
建築、管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年十二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭